

事 務 連 絡

平成18年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

年金担保貸付の審査に用いるための被保護者
に関する情報の提供に係る取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、保護の実施機関から厚生労働省への被保護者に関する情報の提供に係る
取扱いについてお示しするので、ご了知のうえ、管内福祉事務所に対する周知方よろしく
お願いしたい。

記

1 基本的な考え方

生活保護受給中の者については、保護の実施機関（福祉事務所）と福祉医療機構との
連携によって、年金担保貸付の審査時に生活保護受給者の該当性の確認を行い、年金担
保貸付の借入を制限する。

このため、あらかじめ被保護者に関する情報を保護の実施機関から厚生労働省へ提供
していただき、厚生労働省においてこれを集約して、年金担保貸付の審査に用いるため
の被保護者情報の一覧（以下「貸付審査用リスト」という。）を作成したうえで、これ
を福祉医療機構へ貸与し、福祉医療機構がこの貸付審査用リストを用いて、年金担保貸
付の審査を行うことにより貸付を行わないこととする。

2 実施機関から厚生労働省へ提供する被保護者に関する情報内容

実施機関から厚生労働省へ提供していただく情報としては、

まず、貸付審査用リストへ登録する場合については、個々の被保護者について、

- ・ 基礎年金番号（又は労働者災害補償保険年金証書番号）
- ・ カナ氏名
- ・ 生年月日
- ・ 保護開始年月日

を登録していただき、その後当該被保護者が保護を廃止となった場合については、当該者を貸付審査用リストから削除するため、

- ・ 基礎年金番号
- ・ 保護廃止年月日

を登録していただくものとする。

3 情報提供の方法

情報の提供は、紙媒体によって行うこととする。また、別添として参考様式をお示しするので、適宜ご活用されたい。

ただし、各実施機関において既存の被保護者の一覧表等が存在する場合には、その一覧表に基礎年金番号等の追加すべき必要な項目を手書き等により適宜加筆したものによる提供でも差し支えないものとする。

被保護者に関する情報の提供は、指定都市及び中核市においては、管内実施機関の被保護者情報を本庁において取りまとめるうえ、また、それ以外の市及び郡部福祉事務所の被保護者情報については、都道府県において取りまとめるうえ、厚生労働省に対して行うこととするので、ご了解願いたい。（なお、ここでいう取りまとめとは、単に各実施機関から紙媒体で提供される被保護者情報を束ねることであり、これを別途一覧表等に取りまとめることまで求めるものではない。）

4 情報提供の対象となる被保護者

年金担保貸付の貸付対象者は、厚生年金保険法、船員保険法又国民年金法に基づく年金の受給権者であり、現に年金の支給を受けている者である。また、労災年金担保貸付の対象者は、労働者災害補償保険法に基づく労災年金の受給権者で、現に年金の支給を受けている者である。

したがって、福祉医療機構における貸付審査を行うに際しては、生活保護受給者のうち、現にこれらの年金の支給を受けている者の情報が必要となるものである。

しかし、これらの年金を受給している被保護者の数はかなりの数に上ることから、まずは、今後とも福祉医療機構に貸付申請を行う可能性の高い、現在又は過去に年金担保貸付を受けたことがある生活保護受給中の者のデータ提供から行って頂くこととする。

具体的には、まず、生活保護受給中の者のうち、本年5月31日時点において、

- ・ 年金担保貸付を受けて現在償還中である者
- ・ 過去に年金担保貸付を受けたことがある者

について、本年6月15日までに厚生労働省宛てに情報提供を行うこととされたい。

厚生労働省では、実施機関から提供された被保護者に関する情報を集約し、福祉医療機構が審査に用いる貸付審査用リストを作成するものである。

5 貸付審査用リストを用いた貸付審査の開始日

貸付審査用リストを用いた福祉医療機構による年金担保貸付の審査は、本年7月申込受理分から開始する予定であるので、ご了解願いたい。

6 貸付審査用リストの更新

本年5月31日時点における貸付審査用リストへの登録対象者については、本年6月15日までに情報提供していただくこととしているが、本年6月1日以降において、

- ・ 生活保護受給中に年金担保貸付を受けた者
- ・ 年金担保貸付を受けたことによって新たに保護の受給に至った者

については、新たに貸付審査用リストに登録することが必要となる。また、貸付審査用リストに登録された者のうち、生活保護を廃止された者については、貸付審査用リストから削除することが必要となる。

貸付審査用リストへの追加及び削除については、当該月の貸付審査用リストへの追加（削除）登録対象者に係る情報をその翌月の15日までに登録することにされたい。これにより、翌々月1日からの審査に用いる貸付審査用リストへ反映されることとなる。

7 地方自治体における個人情報保護の取扱いについて

年金担保貸付の審査に用いるために、被保護者に関する情報を厚生労働省へ提供し、福祉医療機構に使用させることにつき、個人情報保護との関係については、当該地方自治体における個人情報保護条例の定めるところにより適切に対応されたい。